

ボランティアグループ及びコミュニティ活動団体活動助成交付金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティアグループ及びコミュニティ活動団体活動助成交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 交付金の対象とするボランティアグループ及びコミュニティ活動団体は、能美市社会福祉協議会ボランティア・コミュニティ活動支援センターに登録し能美市ボランティア連絡協議会に加入したグループとし、次の各号に挙げる条件を備えたものとする。

- (1) 活動実績が1年以上あること。(当該年度4月1日現在)
- (2) 活動する会員数が5名以上であること。
- (3) 18歳以下の者だけで構成されていないこと。
- (4) 活動に対し、実費相当額以上の金品を受け取っていないこと。
- (5) 原則として月1回以上の継続した活動をしていること。

(交付額等)

第3条 交付額等は、別表に定める基準によるものとする。

- 2 交付金は、能美市社会福祉協議会が定める予算の範囲内とする。

(交付金の申請)

第4条 交付金を受けようとするグループは、当該年度の定められた日までに交付金申請書(様式第1号)を能美市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という)に提出しなければならない。

(交付決定、通知)

第5条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、能美市社会福祉協議会の予算が決定した後、交付の可否及び交付額を決定し、通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定を受けたものは、助成事業の変更(軽微な変更を除く)をしようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止する場合においては、交付金事業(変更・中止・廃止)申請書(様式第2号)を会長に提出して承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 交付金の交付を受けたグループは、その活動を完了したときは、年度または活動終了後1ヶ月以内にボランティアグループ及びコミュニティ活動団体活動実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

- 附 則
- この要綱は、平成17年2月1日から施行する。
 - この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 - この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象区分	交付対象経費	交付額	限度額	備考
ボランティアグループ及びコミュニティ活動団体の 6年以上の活動に対して	① グループ運営に要する経費 ② 実践活動に要する経費 ③ 研修会、講習会等の参加費	申請額に対する経費の内容を審査し、交付額を決定	50,000 円	※毎年申請可能 ※器材の修繕費に充てることができる
	④ 活動に必要な器材の購入費	交付対象経費の2/3以内		※他のボランティアグループ及びコミュニティ活動団体と共有できない器材等 ※前回申請より1年は空けること
コミュニティ活動団体の5年以下の活動に対して	⑤ 活動が5年以下の立上げや運営に要する経費 ⑥ 該当年度限りの企画事業	申請額に対する経費の内容を審査し、交付額を決定	100,000 円	※コミュニティ活動団体としての活動は、有償・無償を問わない